

## 役員選出規程の改正について

### 1. 改正理由

スポーツ団体ガバナンスコード原則 2 で示されている「適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備する」ことについて、令和 5 年 10 月理事会で、外部理事 25%以上及び女性理事 40%以上を達成目標とすることを決議し、10 月末にホームページで公表したガバナンスコード自己説明において、令和 5 年度臨時評議員会で承認されるよう、規程改正を含む進行管理をしていくこととしている。

また、ガバナンスコードで求められている役員候補者選考委員会への有識者の配置についても同様に、令和 5 年度臨時評議員会での承認に向けた進行管理とすることを公表していることから、これらを規定する役員選出規程の改正を行う。

### 2. 主な改正内容

- (1) 選出する理事の区分を「地区等選出理事」と「会長推薦理事」の 2 区分とする。外部理事は会長推薦理事に含める。
- (2) 外部理事及び女性理事の比率については規定せず、運用内規として扱う。
- (3) 地区等選出理事について、候補者を推薦することが出来る地域を、現行の 8 地域から、東日本及び西日本の 2 地域に再編する。
- (4) 選考委員会を、役員候補者選考委員会に名称変更し、委員として有識者（外部委員）を配置するなど多様性を確保する。

### 3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日とする。（※現役員の任期満了に伴う令和 6 年度の役員改選から適用する。）

## 役員選出規程 新旧対照表

改正案	現 行	備考
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟 <u>(以下「本連盟」という。)</u> 定款第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、本連盟の役員を選出方法に関し、法令 <u>又は</u> 本連盟定款 <u>(以下「定款」という。)</u> に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p><del>-(役員)-</del></p> <p><del>第 2 条 この規程で定める役員とは次のとおりとする。</del></p>	<p>(目的) 年</p> <p>第 1 条 この規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟 _____ 定款第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、本連盟の役員を選出方法に関し、法令 <u>または</u> 本連盟定款 _____ に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(役員)</p> <p>第 2 条 この規程で定める役員とは次のとおりとする。</p>	<p>定款と重複するの</p>

<p><del>（1）理事 20名以上23名以内</del>  <del>うち 会長 1名</del>  <del>副会長 3名以内</del>  <del>専務理事 1名</del>  <del>常務理事 3名以内</del></p> <p><del>（2）監事 3名以内</del></p> <p>（役員選出基準）</p> <p><u>第2条</u> 定款第25条第1項第1号に規定する理事の選出区分及び選出人数を次のとおりとする。</p> <p>（1）地区等選出理事 10名以内  （2）会長推薦理事 13名以内</p> <p>（役員候補者選考委員会）</p> <p><u>第3条</u> 本連盟評議員会（以下「評議員会」という。）は、定款第29条又は第30条の規定に基づき、役員を選任する必要があるときは、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、次の各号からなる9名以内の委員によって構成する。</p> <p>（1）外部委員 3名以内（外部委員のうち1名以上は女性とし、外部委員の選出方法は別に定める。）  （2）理事 3名以内（原則として、業務執行権を有する者から2名以内、理事会が推薦する者1名以内とする。）  （3）評議員 2名以内（原則として、東日本及び西日本に相当する各地域から各1名以内とする。）  （4）アスリート代表 1名以内（本連盟アスリート委員会が推薦する者とする。）</p> <p>3 委員長は、前項第1号の外部委員の中から選出する。</p> <p>4 第2項第3号の評議員の地域区分については次のとおりとする。</p> <p>（1）東日本 本連盟加盟団体規程（以下「加盟団体規程」という。）</p>	<p><u>（1）理事 20名以上23名以内</u>  <u>うち 会長 1名</u>  <u>副会長 3名以内</u>  <u>専務理事 1名</u>  <u>常務理事 3名以内</u></p> <p><u>（2）監事 3名以内</u></p> <p>（役員選出基準）</p> <p><u>第3条</u> 役員選出基準を次のとおりとする。</p> <p>（1）理事選出の区分</p> <p>① 学識経験理事 4名以内  ② 地区等選出理事  北海道・東北地区、関東地区、北信越地区、東海地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区、全国高体連部長、日本中体連部長 計10名以内  ③ 会長推薦理事 9名以内  ただし、前記①②に定める役員が定員に達しないときは総数23名の範囲内で補充することができる。</p> <p>（2）監事選出の区分  学識経験者 1名  東日本（北海道・東北・関東・北信越地区、静岡県）から1名以内  西日本（東海・近畿・中国・四国・九州地区）から1名以内  計3名以内とする。</p> <p>（3）役員選出方法</p> <p>① 評議員会で次の構成による選考委員会を設置し、学識経験理事、地区等選出理事、監事を選考の上、評議員会に報告する。  「選考委員会」</p>	<p>で削除</p> <p>第3条は全面改正</p>
---	---	----------------------------

第3条に規定する地域区分のうち、北海道、東北、関東及び北信越の各地域に加盟団体規程第2条別表1の静岡県を加えた地域とする。

(2) 西日本 加盟団体規程第3条に規定する地域区分のうち前号の地域を除いた地域とする。

5 委員会は、次条により推薦のあった理事候補者について適格性等を審査し、役員候補者名簿として評議員会に提出する。

6 委員会の運営の詳細については別に定める。

(役員候補者の推薦)

第4条 理事候補者の推薦については次の各号のとおりとする。

(1) 前条第4項各号に規定する各地域は、第2条第1号に規定する地区等選出理事の候補者として、それぞれ4名以内を推薦することができる。ただし、そのうち2名以上は女性であること。

(2) 加盟団体規程第2条別表2に規定する高体連及び中体連は、第2条第1号に規定する地区等選出理事の候補者として、それぞれ1名以内を推薦することができる。

(3) 本連盟会長（以下「会長」という。）は、第2条第2号に規定する会長推薦理事の候補者を推薦することができる。ただし、ガバナンスコードで示される学識経験者及び女性を含むものとする。

(4) 会長は、前号の推薦において、現に本連盟の理事である者で、国際ソフトテニス連盟又はアジアソフトテニス連盟の役職に就いている者は、競技の国際的組織の安定に資するため明らかに適格性を欠くと認められる場合を除き原則として理事候補者として推薦する。

2 定款第25条第2号に規定する監事の候補者の推薦については、次の各号のとおりとする。

北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州・学連・高体連・中体連の評議員から各1名 計12名で構成する。

なお、以下の手順について配慮する。

ア. 地区等選出理事および地区、学連、高体連、中体連選出の選考委員を決定し、3月末日までに事務局へ報告する。

イ. 学識経験理事及び学識経験監事の選考について原案を理事会で作成し、選考委員会に提案する。

② 評議員会は原則として選考委員会の決定を尊重するものとする。

③ 評議員会は会長から会長推薦理事の報告を受ける。

④ 評議員会は上記①、②、③に基づき理事、監事を議決する。

⑤ 新役員は速やかに理事会を開催し、会長、副会長、専務理事および常務理事を互選する。

- (1) 会長は、ガバナンスコードで示される学識経験者であって女性の候補者1名を、委員会に推薦しなければならない。
- (2) 前条第4項各号に規定する各地域は、それぞれ1名以内を推薦することができる。
- (3) 前号の推薦が2名に達しない場合は、会長は、監事総数3名となるように推薦者を補充するものとする。この場合の性別は問わない。

(役員 の 定年制)

第5条 役員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、学識経験理事と監事は定年制を適用しない。

(再任制限)

第6条 理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。ただし、連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると委員会が評価した場合は、さらに1期又は2期再任させることができる。

2 前項の再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で再び理事候補者となることができる。

(規程の改正)

第7条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日施行する。
2. ～ 7. (略)
8. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日

(役員 の 定年制)

第4条 役員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、学識経験理事と監事は定年制を適用しない。

(新設)

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日施行する。
2. ～ 7. (略)
8. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

<p>(平成 24 年 4 月 1 日) から施行する。</p> <p>9. この規程は、平成 24 年 6 月 3 日施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>9. この規程は、平成 24 年 6 月 3 日施行する。</p>	
---	--------------------------------------	--